

野洲市国土強靭化地域計画

令和元年12月策定

(令和2年6月改訂)

(令和3年1月改訂)

(令和4年3月改訂)

(令和5年3月改訂)

(令和6年3月改訂)

(令和7年3月改訂)

野洲市

＜目次＞

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

| | |
|---------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 野洲市国土強靭化地域計画の位置付け | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |

第2章 野洲市国土強靭化地域計画の基本的な考え方

| | |
|-----------------|---|
| 1 地域計画の対象とするリスク | 2 |
| 2 基本目標 | 2 |
| 3 事前に備えるべき目標 | 2 |
| 4 基本的な取組み方針 | 2 |

第3章 本市の地域特性

| | |
|----------|---|
| 1 野洲市の概要 | 4 |
|----------|---|

第4章 脆弱性評価

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 評価の方法等 | 8 |
| 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 | 8 |
| 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価 | 10 |
| 4 重要業績指標（KPI）の設定 | 10 |

第5章 脆弱性評価を踏まえた国土強靭化の推進方針

| | |
|-----------------------|----|
| 1 起きてはならない最悪の事態別の推進方針 | 11 |
| 2 施策分野別の推進方針 | 27 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 資料1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 | 34 |
|-------------------------------|----|

| | |
|---------------|----|
| 資料2 施策分野別事業一覧 | 57 |
|---------------|----|

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1 計画策定の趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」といいます。）を公布・施行するとともに、平成26年6月に国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を策定し、強靭な国づくりを進めています。

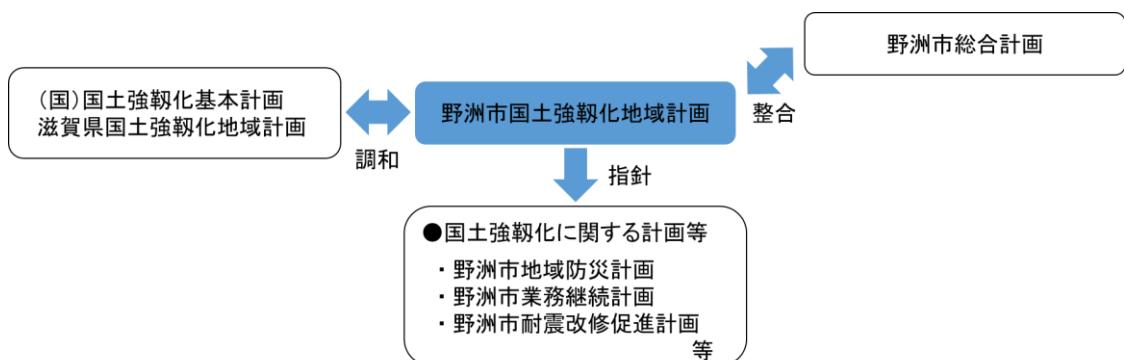
また、滋賀県では、平成28年12月に基づく国土強靭化地域計画である「滋賀県国土強靭化地域計画」を策定し、滋賀県の強靭化を推進されています。

本市では、これまで防災（洪水・地震）ハザードマップの配布、地域防災計画の見直し、業務継続計画の策定など、防災対策を進めてきましたが、少子高齢化の進行と人口減少による地域防災力の低下や社会資本の更新時期の集中による今後の投資余力の低下など、地域を取り巻く課題がある中で、これまでの災害の経験を活かし、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災・減災に取り組んでいく必要があります。

そこで、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「野洲市国土強靭化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するものとします。

2 野洲市国土強靭化地域計画の位置付け

地域計画は、国土強靭化基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国の基本計画、滋賀県国土強靭化地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「野洲市総合計画」とも整合を図り、本市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。



3 計画期間

地域計画が対象とする期間は、策定から第2次野洲市総合計画の前期基本計画の計画期間である令和7年度までとします。

第2章 野洲市国土強靭化地域計画の基本的な考え方

1 地域計画の対象とするリスク

地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震及び風水害」といった大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

2 基本目標

地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- (1) 人命の保護が最大限図されること。
- (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

大規模地震及び風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- (1) 発生したときでも人命の保護が最大限図されること。
- (2) 発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）。
- (3) 発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること。
- (4) 発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること。
- (5) 発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと。
- (6) 発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させないこと。
- (8) 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。

4 基本的な取組み方針

国土強靭化の理念を踏まえ、事前防災、減災及びその他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた本市の全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災等、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の手法に基づき本市の国土強靭化を推進します。

(1) 国土強靭化の取組姿勢

大規模災害に対し、国、県、市民、事業者、地域団体等との一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進します。

短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。

(2) 適切な施策の組み合せ

災害リスクに応じて、本市の特性に合ったハード対策（防災施設の整備、施設の耐震化等）とソフト対策（災害対応体制や避難体制の確保、防災訓練等）を適切に組み合わせて効果的に施策を推進します。

市民、事業者、地域団体等と行政が適切に連携及び役割分担して取り組みます。

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組みます。

(3) 効率的な施策の推進

将来的に予測される人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化等を踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。

既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進します。

(4) 計画の進捗管理

地域計画を効果的・効率的に推進していくためには、各施策に対する課題や目標を共有し、各年度における施策の進捗状況について点検と評価を行いながら、P D C Aサイクルを確立することが必要です。

具体的には、設定した重要業績評価指標（K P I）をもとに、実施した施策に対する達成状況を検証し、必要に応じて柔軟に地域計画を改訂します。こうした点検と評価により、地域計画で掲げた目標の管理を着実に行っていきます。

第3章 本市の地域特性

1 野洲市の概要

(1) 位置及び面積

野洲市は、滋賀県の南西部に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町、北は近江八幡市と接し、日本最大の湖である琵琶湖に面する面積80.14km²（琵琶湖を含む。）のまちです。

当地域には、近江富士と呼ばれる美しい三上山と里山、豊富な水を有し、まちに潤いを与えてくれる野洲川や日野川、これら地域の河川のすべてが注がれる母なる琵琶湖等、住民が地域への愛着を持ち続けるうえで、他地域には見られない貴重な自然があり、温暖な気候の中で、住民の誇りと心を和ませるすばらしい環境を形成しています。

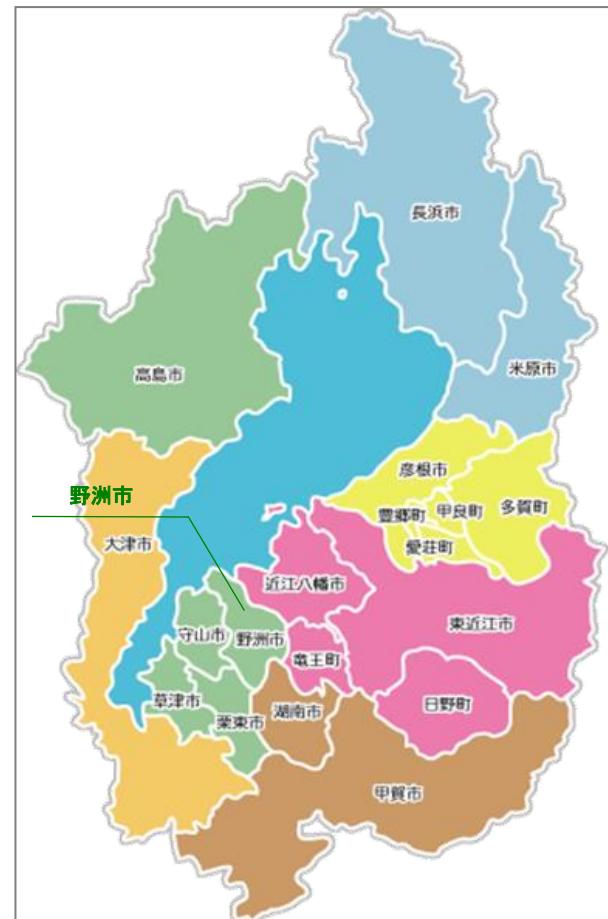
地域内には、こうした自然環境を活用した滋賀県希望が丘文化公園、県立近江富士花園公園や、オートキャンプ場を中心とするレクリエーション施設のビワコマイアミランド等があり、地域外からも多くの人たちが豊かな自然にふれあうために訪れるまちです。

更に野洲川をはじめとした水源に恵まれ、肥沃な土地を活かして農業が盛んに行われてきており、この美しい田園風景も後世に引き継ぐ大きな財産であり近年の農業を取り巻く厳しい環境の中で近代化に向けた様々な取組みがなされています。

他にも、多数の銅鐸が出土し「銅鐸のまち」として知られ、他にも延喜式の名神大社である兵主神社や真宗木辺派の総本山である錦織寺をはじめ、古墳群や神社仏閣等豊富な歴史・文化遺産に恵まれたまちです。

こうした豊かな自然と歴史・文化に恵まれたまちであり、人々の暮らしの中には、コミュニティの密接なつながりと互いに助け合う精神が培われ、祭り等の伝統文化を受け継がれてきました。

近年は、利便性の高い交通網整備を背景として京阪神都心圏への近接性が高まり、先端技術分野を中心とした企業立地が進んでいます。



(2) 地形

① 湖東島状山地

琵琶湖の東岸から湖中にかけて、島状の山地が点在しています。野洲市内の三上山、鏡山は、これら湖東島状山地の一部をなすものです。

湖東島状山地は、基盤山地である信楽山地の縁辺部が断層によりブロック状に分離・沈降し、更に野洲川上流から供給された多量の土砂により山麓部を埋められ、半島状に突出したものです。

② 野洲川低地

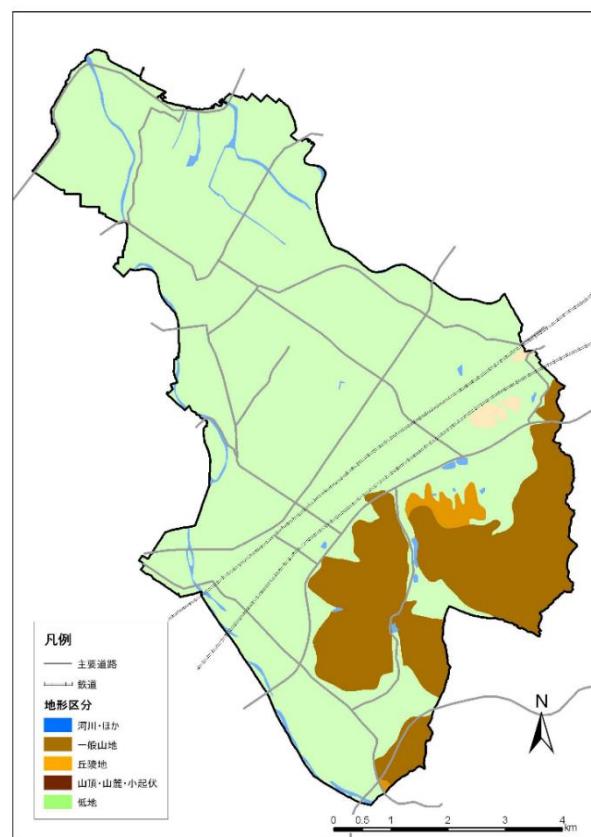
野洲川は、流域面積387km²、流路長65.25kmを有し、鈴鹿山脈に水源を発する滋賀県下最大の河川です。野洲川流域は、風化の進んだ花崗岩や古琵琶湖層群からなり、砂礫の生産が極めて激しく、下流部に日本最大の湖成三角州を形成しています。

③ 扇状地

湖岸平野の上部に三上山等の山地から土砂が供給され堆積した、やや勾配のある地域です。位置的には、東海道線本線（琵琶湖線）と山地との間に挟まれた山地山麓に沿った部分です。扇状地上には、旧中山道、東海道本線（琵琶湖線）、東海道新幹線、国道8号、市役所及び市街地が整備されており、野洲市において最も重要な地域です。なお、家棟川では、上流からの多量の土砂の生産により、天井川地形を形成しており、このような天井川は、一度氾濫すれば付近に甚大な被害を及ぼすおそれがありましたが、国道8号付近では、天井川が解消されました。

④ 湖岸平野

東海道本線（琵琶湖線）北側の野洲川により供給された砂、シルト、粘土が堆積してできた平坦な地域であり、現在大半が水田として利用されています。平地面は、勾配が極めて緩いため、排水が困難であり、大雨時には過去幾度かの浸水被害が発生しました。そのため集落は、湖岸平野上に島上に点在する自然堤防の微高地に集中し、集落の分布と自然堤防（微高地）の分布は、極めて良く一致します。



(3) 地質

① 古生層

野洲市山地の三上山、妙光寺山には、西隣する花崗岩により接触変成作用を受けた古生層（チャート：約225百万年前）が分布しています。三上山、妙光寺山のチャートは、後述する花崗岩と同じく堅固な基盤を形成しています。

② 花崗岩

三上山、妙光寺山等のチャートの西隣（鏡山等の山地）には、花崗岩体（約65百万年前）が分布しています。花崗岩は、元来風化作用を受けやすく、侵食作用を受けやすいとされています。野洲市内の花崗岩もその例外ではなく、花崗岩地帯を水源とする家棟川は、多量の土砂を下流に押し出し、天井川を形成しています。ただし、花崗岩の風化は、表層部分に留まり、特に傾斜の急な山地斜面では風化部分が侵食されやすいため、表層風化層は薄くなっています。

③ 扇状地・崖錐堆積物

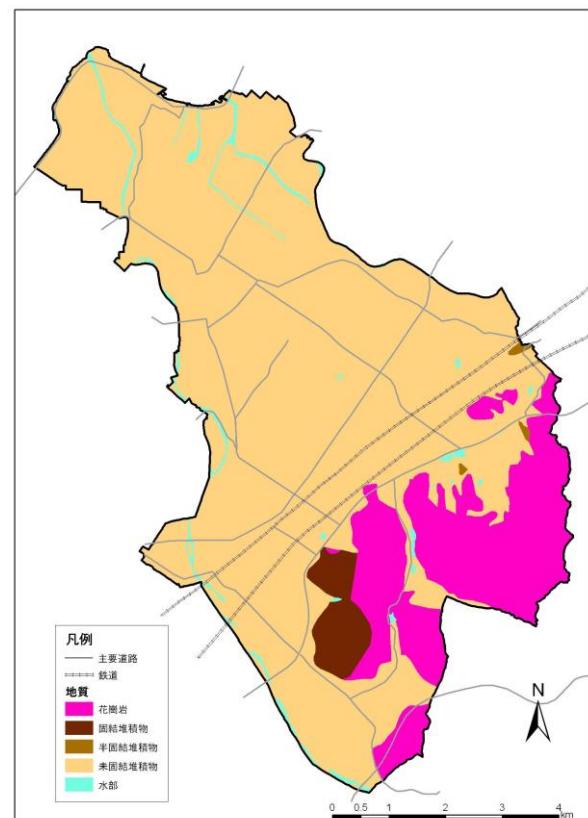
山地山麓と東海道本線（琵琶湖線）に挟まれた地域は、風化した花崗岩、チャート等が崩壊や洪水により運搬され、緩く堆積した扇状地・崖錐堆積物に覆われています。扇状地・崖錐堆積物は、砂から泥を主とし、後述する沖積堆積物に比べ礫経がやや大きいため山地と低地の間に堆積します。堆積物の堆積期間は、過去1万年以内であるため未固結の軟弱な地盤を形成しています。

④ 沖積堆積物

東海道本線（琵琶湖線）以北及び南桜地区的地質は、野洲川、日野川、家棟川等により供給された礫・砂・シルト・泥が堆積した沖積堆積物に相当します。

沖積堆積物の堆積期間は、約1万年前～現在に至る期間であり、山地部の花崗岩、古生層に比較して極最近に形成されたものです。そのため沖積堆積物の固結度は低く、未固結層に相当し、軟弱な地盤を形成しています。

土地条件図によれば、野洲市内の「構造物支持層」は、標高約80mに位置し、地表下約10m程度に相当することから野洲市の沖積層は、厚さ10m以内と考えられます。また、野洲川河床の服部遺跡の調査結果でも沖積堆積物の厚さは、数mを越えないとの指摘があり、琵琶湖周辺の沖積層は、海成沖積層のように厚いものではないと考えられます。



(4) 気象

滋賀県内では、北陸型、瀬戸内型、東海型の各気候区が重なり合いますが、本市の気候は、滋賀県南部に位置しており概ね瀬戸内型の気候に相当します。

本市の風は、概して、冬は西風が、夏は南南東風が多い傾向にあります。平均風速は比較的弱く、1.5m/s程度であり、過去最大風速で12m/s程度となっています（気象庁大津観測所1981～2010年）。

降水量は、梅雨と台風の影響で夏に多くなりますが、年間の降水量は1529.7mm（気象庁大津観測所1981～2010年）、県北部と比べるとかなり少なくなっています。積雪は、滋賀県北部では多く、年間の降雪日数は年間35.6日（気象庁彦根観測所1981～2010年）ですが、本市付近では年間10日程度に過ぎません。

第4章 脆弱性評価

1 評価の方法等

国土強靭化地域計画策定ガイドラインに基づき次の方法により、脆弱性評価を行います。

- (1) 市民生活・市民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震及び風水害」を設定
- (2) 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- (3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靭化に関する個別施策分野及び横断的施策分野を総合的に評価

[個別施策分野]

- ①消防・防災、②都市・交通、③保健・医療・福祉、④エネルギー、⑤産業・経済、⑥教育・こども、⑦環境・上下水道、⑧行政機能

[横断的施策分野]

- ①情報共有と防災意識の向上、②老朽化対策、③人口減少と少子高齢化

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて35の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 |
|---------------------------|---|
| 1 発生したときでも人命の保護が最大限図られること | <ul style="list-style-type: none">(1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生(2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(3) 異常気象等を起因とする広域かつ長期的な市街地等の浸水(4) 琵琶湖の大規模氾濫(5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態(6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |

| | |
|---|---|
| 発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること | <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 (2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 (3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 (4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 (5) 想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足 (6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 (7) 被災地における感染症等の大規模発生 |
| 発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること | <ul style="list-style-type: none"> (1) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 (2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること | <ul style="list-style-type: none"> (1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 (2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| 発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと | <ul style="list-style-type: none"> (1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下 (2) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 (3) 食料等の安定供給の停滞 |
| 発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること | <ul style="list-style-type: none"> (1) 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 (2) 上水道等の長期間にわたる供給停止 (3) 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止 (4) 地域交通ネットワークが分断する事態 |

| | |
|---|--|
| 7 制御不能な二次災害を発生させないこと | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市街地での大規模火災の発生 (2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 (3) ため池、ダム、河川管理施設、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 (4) 有害物質・油・放射性物質・アスベストの大規模拡散・流出 (5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 (6) 風評被害等による経済等への甚大な影響 |
| 8 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること | <ul style="list-style-type: none"> (1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (4) 公共交通等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (5) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、N P O等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靭化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、資料「脆弱性評価結果（p. 34）」のとおりです。

4 重要業績指標（K P I）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、重要業績指標を第5章に示しているとおり 30 の指標を選定しました。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後これを踏まえて、推進する施策の進行管理に活用します。

第5章 脆弱性評価を踏まえた国土強靭化の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態別の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえた、起きてはならない最悪の事態別の推進方針は、次のとおりとします。

重点とする施策は【重点】と標記しています。

目標1 大規模地震又は風水害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。

(1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 耐震性防火水槽の整備を進める。
- 消防車両や設備の更新を継続して進める。
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める。
- 新規消防団員の確保を図る。
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保するため、防災型小規模コミュニティセンターを整備する。
- 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修・整備を図る。
- 避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について、調査及び対策を進める。
- 野洲市営住宅長寿命化計画を適宜見直しするとともに、市営住宅の大規模改修を推進する。（公営住宅等ストック総合改善事業）また、老朽化した団地の建替え事業等を推進する。（公営住宅整備事業）
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。
- 旧耐震基準の木造住宅等に対し、耐震診断等の取組み支援を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 地震災害におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する。（空き家再生等推進事業）
- 特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行う。
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する。

【重要業績指標】

| | |
|------------------|-------------------------------|
| ○防火水槽の設置数 | H 3 0 3 3 6 基 → R 7 3 4 6 基 |
| ○消防団員の現員数 | H 3 0 1 7 4 人 → R 7 1 7 8 人 |
| ○個別施設計画の策定 | R 1 9 5. 1 % → R 2 1 0 0 % |
| ○住宅の耐震化率（建替えを含む） | H 2 7 8 1. 9 % → R 7 9 5. 0 % |
| ○特定空家の件数 | H 3 0 2 件 → R 7 0 件 |

(1－2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災【重点】

- 耐震性防火水槽の整備を進める。再掲
- 消防車両や設備の更新を継続して進める。再掲
- 新規消防団員の確保を図る。再掲
- 地震や火災等の災害を想定した避難訓練・研修を定期的に実施する。
- 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修・整備を図る。再掲
- 市立野洲病院の老朽化対策及び耐震化に係る整備を図る。
- 避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について、調査及び対策を進める。再掲
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。再掲
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する。再掲
- 避難地等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- 県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加を継続する。
- 滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会に参画し、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制を維持する。
- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、国宝・重要文化財等において、緊急性の高い建造物に対する防災設備の整備・改修等を進める。

【重要業績指標】

| | |
|------------|-----------------------------|
| ○防火水槽の設置数 | H 3 0 3 3 6 基 → R 7 3 4 6 基 |
| ○消防団員の現員数 | H 3 0 1 7 4 人 → R 7 1 7 8 人 |
| ○個別施設計画の策定 | R 1 9 5. 1 % → R 2 1 0 0 % |

(1－3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水【重点】

- 防災（洪水・内水・地震）ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施する。
- 職員に対し、避難場所の確認や避難方法の周知などを行う。
- 河川防災ステーションを整備する。
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保するため、防災型小規模コミュニティセンターを整備する。再掲
- 雨水渠や河川水路の整備を計画的に実施する。
- 野洲駅南口周辺の浸水被害に係る軽減対策として、大規模雨水処理施設整備事業及び童子川第4排水区の雨水幹線整備事業を実施する。
- 国や県とともに、祇王井川、中ノ池川、新川、光善寺川、日野川の河川整備を促進する。
- 地籍調査事業を計画的に実施する。

【重要業績指標】

| | |
|-------------------------|---|
| ○防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの作成 | H 2 7 配布済 → R 2 改訂 |
| ○地籍調査実施面積 | H 3 0 1 4. 7 3 km ² → R 7 1 5. 9 7 km ² |

(1-4) 琵琶湖の大規模氾濫

- 消防車両や設備の更新を継続して進める。再掲
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める。再掲
- 新規消防団員の確保を図る。再掲
- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う。

【重要業績指標】

- 消防団員の現員数 H30 174人 → R7 178人
- 防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの作成 H27 配布済 → R2 改訂

(1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

- 消防車両や設備の更新を継続して進める。再掲
- 新規消防団員の確保を図る。再掲
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保するため、防災型小規模コミュニティセンターを整備する。再掲
- 土砂災害危険箇所の周知を行う。
- 警戒避難体制整備を進める。
- 河川防災ステーションを整備する。

【重要業績指標】

- 消防団員の現員数 H30 174人 → R7 178人
- 防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの作成 H27 配布済 → R2 改訂

(1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。なお、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。
- 避難行動要支援者避難支援制度の周知を徹底し、自治会（自主防災組織）での取組を支援する。
- 医療救護本部が医療機関調整などの役割を發揮できるよう、関係機関との情報伝達手段を整備する。

【重要業績指標】

- メール配信サービス（防災）登録者数 H30 4,089人 → R7 7,000人
- 自主防災組織の組織率 H30 100% → R7 100%

目標2 大規模地震又は風水害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

(2-1) 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止【重点】

- 日常備蓄（ローリングストック方式※）により、3日分の食料（水・米・缶詰、高齢者・乳幼児・アレルギーの方用等）等を備蓄するよう普及啓発する。
- 備蓄倉庫整備と備蓄品の補充・更新を進める。
- 県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図る。
- 応援物資等を集積するストックヤードの確保を行う。
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。
- 国や県とともに、国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する。
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。

【重要業績指標】

| | |
|---------------|---|
| ○非常用食料等の備蓄数 | H30 食料11,000食、R7 食料19,200食 毛布4,500枚 毛布5,000枚 |
| ○防災地区倉庫数 | H30 8箇所 → R7 10箇所 |
| ○災害時応援協定数 | H30 29指定 → R7 40指定 |
| ○国道8号野洲栗東バイパス | H30 整備中 → 早期供用開始 |
| ○大津湖南幹線 | H30 整備中 → 早期供用開始 |
| ○補修実施橋梁数 | H30 11橋 → R7 25橋 |
| ○補修実施大型カルバート数 | H30 0箇所 → R7 2箇所 |

※非常食を定期的に飲食し、使用した分を補充する備蓄方法

(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 日常備蓄（ローリングストック方式）により、3日分の食料（水・米・缶詰、高齢者・乳幼児・アレルギーの方用等）等を備蓄するよう普及啓発する。再掲
- 河川防災ステーションを整備する。再掲
- 備蓄倉庫整備と備蓄品の補充・更新を進める。再掲
- 非常電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保する。
- 非常通信用に衛星回線を確保する。○避難場所、備蓄倉庫等を確保するため、防災型小規模コミュニティセンターを整備する。再掲
- 地域で避難所運営ができるよう訓練、事前啓発を行う。
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。再掲
- 国や県とともに、国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。再掲
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。再掲

【重要業績指標】

- 防災地区倉庫数 H30 8箇所 → R7 10箇所
- 災害時応援協定数 H30 29指定 → R7 40指定
- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中 → 早期供用開始
- 大津湖南幹線 H30 整備中 → 早期供用開始
- 自家発電装置 H30 市庁舎3時間対応 → R2 市庁舎3日間対応

(2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 災害の規模や被災地のニーズに応じて支援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき具体的な方策を講ずる。
- 自衛隊・警察・消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う。
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する。

【重要業績指標】

- 災害時受援計画の策定 H30 未策定 → R7 策定
- 被災等による救助・救急活動等の応援協定締結 H30 県内市町4協定 遠方市町4協定 → R7 維持

(2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期断絶

- 大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策を行う。
- 無電柱化を推進する。
- 道路斜面の災害発生を防ぐための土砂災害対策を着実に進める。
- 代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る。

【重要業績指標】

- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中 → 早期供用開始
- 大津湖南幹線 H30 整備中 → 早期供用開始

(2-5) 想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足

- 一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行う。
- 一時滞在施設における飲料水や食料等の備蓄を行う。
- 災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を図る。
- 河川防災ステーションを整備する。再掲
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保するため、防災型小規模コミュニティセンターを整備する。再掲
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。再掲
- 国や県とともに、国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。再掲
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。再掲

【重要業績指標】

- 非常用食料等の備蓄数 H30 食料11,000食，R7 食料19,200食
毛布4,500枚 毛布5,000枚
- 災害時応援協定数 H30 29指定 → R7 40指定
- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中 → 早期供用開始
- 大津湖南幹線 H30 整備中 → 早期供用開始

(2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺【重点】

- 市立野洲病院の老朽化対策及び耐震化に係る整備を図る。再掲
- 県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る。
- 傷病者を治療に繋ぐために、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やDMATの調整を図る。
- 災害時に医療救護所を開設できるよう調整を図る。
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。再掲
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。再掲
- 国や県とともに、国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する。再掲
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。再掲
- 消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品を更新する。
- 災害時におけるボランティア活動支援のため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。

【重要業績指標】

- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中 → 早期供用開始
- 大津湖南幹線 H30 整備中 → 早期供用開始
- 補修実施橋梁数 H30 11橋 → R7 25橋
- 補修実施大型カルバート数 H30 0箇所 → R7 2箇所

(2-7) 被災地における感染症等の大規模発生

- 平時から予防接種を促進する。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る。

【重要業績指標】

- 公共下水道施設の耐震化率（主な重要幹線） H30 1% → R7 3%

目標3 大規模地震又は風水害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。

(3-1) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避するための検討を進める。
- 公安委員会が行う老朽又は不要となった一灯式信号の撤去に伴う安全対策を整備する

(3－2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 業務継続計画にて、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる。
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する。再掲

【重要業績指標】

- 業務継続計画の策定 H 3 0 策定 → R 7 改訂
- 災害時支援計画の策定 H 3 0 未策定 → R 7 策定

目標4 大規模地震又は風水害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。

(4－1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置と発電容量の適量化を進める。

【重要業績指標】

- 自家発電装置 H 3 0 市庁舎3時間対応 → R 2 市庁舎3日間対応

(4－2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。再掲
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。再掲

【重要業績指標】

- メール配信サービス（防災）登録者数
H 3 0 4,089人 → R 7 7,000人

目標5 大規模地震又は風水害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。再掲
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。
再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。再掲
- 国や県とともに、国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する。再掲
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。再掲
- 経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施する。
- 金融機関と協力し、事業継続計画策定支援及び普及活動を実施する。

【重要業績指標】

- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中 → 早期供用開始
- 大津湖南幹線 H30 整備中 → 早期供用開始
- 補修実施橋梁数 H30 11橋 → R7 25橋
- 補修実施大型カルバート数 H30 0箇所 → R7 2箇所

(5-2) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止【重点】

- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。再掲
- 橋梁点検（323橋）と大型カルバート（3箇所）、横断歩道橋（1橋）の法定点検を継続する。
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。
再掲
- 使用されておらず老朽化した名神高速道路跨道橋を撤去することで、コンクリート片の剥落や落橋のリスクをゼロにし、名神高速道路を走行中の車両の安全確保を図る。
- 道路の円滑な通行を確保するため、計画的な整備や修繕を進める。
 - 路面性状調査を実施し、舗装修繕計画に基づき道路の舗装を実施する。
 - 道路付属施設を点検し、道路付属物修繕計画に基づき附属物の補修を実施する。
 - 市道区画線復旧工事年度計画に基づき、区画線の補修を実施する。
- 道路の重要構造物である橋梁について長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。再掲
- 国や県とともに、国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する。再掲
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。再掲

【重要業績指標】

- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中 → 早期供用開始
- 大津湖南幹線 H30 整備中 → 早期供用開始
- 橋梁及び大型カルバート、横断歩道橋の法定点検
H30 1巡目100% → R5 2巡目100%
- 補修実施橋梁数 H30 11橋 → R7 25橋
- 補修実施大型カルバート数 H30 0箇所 → R7 2箇所
- 名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去
H30 未撤去 → R3 撤去

(5－3) 食料等の安定供給の停滞

- 日常備蓄（ローリングストック方式）により、3日分の食料（水・米・缶詰、高齢者・乳幼児・アレルギーの方用等）等を備蓄するよう普及啓発する。
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保するため、防災型小規模コミュニティセンターを整備する。再掲
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。再掲
- 道路の重要構造物である橋梁について長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。再掲
- 国や県とともに、国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する。再掲
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。再掲
- 災害時の速やかな支援のため連携を強化し、食料の安定供給等、応援体制の充実を検討する。
- 県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図る。再掲

【重要業績指標】

- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中 → 早期供用開始
- 大津湖南幹線 H30 整備中 → 早期供用開始
- 災害時応援協定数 H30 29指定 → R7 40指定

目標6 大規模地震又は風水害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

(6－1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

- 石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備に向けた検討を進める。

(6－2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設については、継続的に基幹管路や配水池の耐震化を実施する。
- 応急給水の対応に関し、広く連携強化を図る。

【重要業績指標】

- 基幹管路の耐震化率 H30 78.9% → R7 85.9%
- 配水池の耐震化率 H30 87.1% → R7 87.1%

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 災害時のし尿汲み取り等に関する協定を締結しているし尿収集業者及び湖南広域行政組合等の連携強化を図る。
- 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画等に基づき、公共下水道計画区域外等における浄化槽設置を進める。
- 災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理者情報の整備を推進する。
- 公共下水道施設の重要な幹線管渠を優先して必要な耐震化を進める。
- 平時における公共下水道施設の点検を充実するとともに、公共下水道業務継続計画（B C P）策定により管理体制の強化を図る。

【重要業績指標】

- 公共下水道施設の耐震化率（主な重要幹線） H30 1% → R7 3%

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態【重点】

- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。再掲
- 橋梁点検（323橋）と大型カルバート（3箇所）、横断歩道橋（1橋）の法定点検を継続する。再掲
- 道路交通ネットワークを確立し、災害時の緊急輸送路としての機能が確保できるよう、長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートの計画的な修繕を進める。再掲
- 道路の円滑な通行を確保するため、計画的な整備や修繕を進める。
 - 登下校における道路の安全を確保するため、野洲市通学路交通安全プログラムに基づき道路等の整備を実施する。
 - 園外保育における緊急安全点検結果に基づき、道路等の整備を実施する。
 - 県の一級河川妓王井川暗渠化工事に合わせて、市道小篠原稻辻線歩道整備工事を実施する。
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。再掲
- 国や県とともに、国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する。再掲
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。再掲

【重要業績指標】

- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中 → 早期供用開始
- 大津湖南幹線 H30 整備中 → 早期供用開始
- 橋梁及び大型カルバート、横断歩道橋の法定点検 H30 1巡目100% → R5 二巡目100%
- 補修実施橋梁数 H30 11橋 → R7 25橋
- 補修実施大型カルバート数 H30 0箇所 → R7 2箇所
- 野洲市通学路交通安全プログラムにおけるハード対策の整備率 H30 76% → R7 86%
- 甲賀踏切拡幅整備 H30 未着手 → R5 完了

目標7 制御不能な二次災害を発生させない。

(7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 耐震性防火水槽の整備を進める。再掲
- 消防車両や設備の更新を継続して進める。再掲
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める。再掲
- 新規消防団員の確保を図る。再掲
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。再掲

【重要業績指標】

- 防火水槽の設置数 H30 336基 → R7 346基
- 消防団員の現員数 H30 174人 → R7 178人
- 自主防災組織の組織率 H30 100% → R7 100%

(7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 通行障害建築物の所有者等に対して耐震化を働きかける啓発等を推進する。
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する。（空き家再生等推進事業）再掲
- 狭い道路の拡幅を進める。

【重要業績指標】

- 住宅の耐震化率（建替えを含む） H27 81.9% → R7 95.0%
- 特定空家の件数 H30 2件 → R7 0件

(7-3) ため池、ダム、河川管理施設、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進する。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る。
- 防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価）の集中的かつ計画的な推進を図る。
- 消防車両や設備の更新を継続して進める。再掲
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める。再掲
- 新規消防団員の確保を図る。再掲

【重要業績指標】

- ため池ハザードマップ作成 H30 0箇所 → R1 11箇所
- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価） R2 0箇所 → R12 11箇所
- 消防団員の現員数 H30 174人 → R7 178人

(7-4) 有害物質・油・放射性物質・アスベストの大規模拡散・流出

- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する。
- 災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する。
- 火災予防・消防活動体制を充実する。
- 吹付けアスベストの飛散防止により市民及び就労者の健康被害を抑制し、生活環境、労働環境の保全を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）

【重要業績指標】

- 消防団員の現員数 H30 174人 → R7 178人

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 森林整備の必要性について、引き続き周知を図る。
- 多面的機能支払交付金事業の未取組組織について、説明会等を通して事業の推進を図る。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る。再掲
- 防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価）の集中的かつ計画的な推進を図る。
- 老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管水路等の更新を図る。
- 生産振興や基盤整備などの取組により、耕作放棄地の解消を図る。

【重要業績指標】

- ため池ハザードマップ作成 H30 0箇所 → R1 11箇所
- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価） R2 0箇所 → R12 11箇所

(7-6) 風評被害等による経済等への甚大な影響

- 風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する。

目標8 大規模地震又は風水害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等を定めた野洲市災害廃棄物処理計画を策定する。
- 一般廃棄物処理業許可業者等との協定締結を推進する。（一般廃棄物収集運搬委託業者とは協定締結済。）

【重要業績指標】

- 廃棄物処理における協定締結数 R1 2業者 → R7 15業者

(8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る。
- 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。

(8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 日ごろから罹災した場合に、市税や保険料の減免・徴収猶予制度があることを周知する。また、庁内において被災者支援システムを活用し、被災者情報を共有の上、被災者に不利益にならないようにする。
- 新規消防団員の確保を図る。再掲
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保するため、防災型小規模コミュニティセンターを整備する。再掲
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。再掲

【重要業績指標】

- 消防団員の現員数 H30 174人 → R7 178人
- 自主防災組織の組織率 H30 100% → R7 100%

(8－4) 公共交通等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【重点】

- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。再掲
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。再掲
- 大規模災害時における連携協定については、県と滋賀県バス協会、市と近江鉄道において、それぞれ締結しており、協定に基づく更なる公共交通ネットワークの強靭化を図る。
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。再掲
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。再掲
- 県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加を継続する。再掲
- 滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会に参画し、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制を維持する。再掲

【重要業績指標】

- 補修実施橋梁数 H30 11橋 → R7 25橋
- 補修実施大型カルバート数 H30 0箇所 → R7 2箇所

(8－5) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 洪水・内水ハザードマップの周知を行う。
- 河川防災ステーションを整備する。再掲

【重要業績指標】

- 防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの作成 H27 配布済 → R2 改訂

2 施策分野別の推進方針

1の結果を踏まえ、各施策の目的別にとらえた「個別施策分野」及び市が抱える政策課題別に施策を横断的にとらえた「横断的施策分野」別に見た推進方針は、次のとおりとなります。

なお、計画の実効性を確保するため、一定の具体性を持たせることが重要と考えられる施策分野別事業は、「資料2 施策分野別事業一覧」に示すとおりです。

(1) 個別施策分野

① 消防・防災

- 耐震性防火水槽の整備を進める。
- 消防車両や設備の更新を継続して進める。
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める。
- 新規消防団員の確保を図る。
- 地震や火災等の災害を想定した避難訓練・研修を定期的に実施する。
- 県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加を継続する。
- 滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会に参画し、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制を維持する。
- 防災（洪水・内水・地震）ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施する。
- 職員に対し、避難場所の確認や避難方法の周知などを行う。
- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う。
- 土砂災害危険箇所の周知を行う。
- 警戒避難体制整備を進める。
- 河川防災ステーションを整備する。
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保するため、防災型小規模コミュニティセンターを整備する。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。なお、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。
- 日常備蓄（ローリングストック方式）により、3日分の食料（水・米・缶詰、高齢者・乳幼児・アレルギーの方用等）等を備蓄するよう普及啓発する。
- 備蓄倉庫整備と備蓄品の補充・更新を進める。
- 県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図る。
- 応援物資等を集積するストックヤードの確保を行う。
- 非常電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

- 非常通信用に衛星回線を確保する。
- 地域で避難所運営ができるよう訓練、事前啓発を行う。
- 災害時支援計画を策定し、災害の規模や被災地のニーズに応じて支援が円滑に行われるよう具体的な方策を講ずる。
- 自衛隊・警察・消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う。
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する。
- 一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行う。
- 一時滞在施設における飲料水や食料等の備蓄を行う。
- 災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を図る。
- 食料等について災害発生後3日分を備蓄することを引き続き啓発する。
- 災害時の速やかな支援のため連携を強化し、食料の安定供給等、応援体制の充実を検討する。
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し、効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する。
- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、国宝・重要文化財等において、緊急性の高い建造物に対する防災設備の整備・改修等を進める。

②都市・交通

- 旧耐震基準の木造住宅等に対し、耐震診断等の取組み支援を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 地震災害におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する。（空き家再生等推進事業）
- 特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行う。
- 避難地等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- 雨水渠や河川水路の整備を計画的に実施する。
- 国や県とともに、祇王井川、中ノ池川、新川、光善寺川、日野川の河川整備を促進する。
- 地籍調査事業を計画的に実施する。
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。
- 橋梁点検と大型カルバート、横断歩道橋の法定点検を継続する。
- 道路の重要な構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。
- 使用されておらず老朽化した名神高速道路跨道橋を撤去することで、コンクリート片の剥落や落橋のリスクをゼロにし、名神高速道路を走行中の車両の安全確保を図る。

○道路の円滑な通行を確保するため、計画的な整備や修繕を進める。

- 路面性状調査を実施し、舗装修繕計画に基づき道路の舗装を実施する。
- 道路付属施設を点検し、道路付属物修繕計画に基づき附属物の補修を実施する。
- 市道区画線復旧工事年度計画に基づき、区画線の補修を実施する。
- 登下校における道路の安全を確保するため、野洲市通学路交通安全プログラムに基づき道路等の整備を実施する。
- 園外保育における緊急安全点検結果に基づき、道路等の整備を実施する。
- 甲賀踏切拡幅整備事業を実施する。
- 県の一級河川妓王井川暗渠化工事に合わせて、市道小篠原稻辻線歩道整備工事を実施する。

○狭あい道路の拡幅を進める。

○公安委員会が行う老朽または不要となった一灯式信号の撤去に伴う安全対策を整備する。

○国や県とともに、国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する。

○地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。

○県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。

○大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策を行う。

○無電柱化を推進する。

○道路斜面の災害発生を防ぐための土砂災害対策を着実に進める。

○代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る。

○迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避するための検討を進める。

○通行障害建築物の所有者等に対して耐震化を働きかける啓発等を推進する。

○大規模災害時における連携協定については、県と滋賀県バス協会、市と近江鉄道において、それぞれ締結しており、協定に基づく更なる公共交通ネットワークの強靭化を図る。

③保健・医療・福祉

○市立野洲病院の老朽化対策及び耐震化に係る整備を図る。

○避難行動要支援者避難支援制度の周知を徹底し、自治会（自主防災組織）での取組を支援する。

○医療救護本部が医療機関調整などの役割を發揮できるよう、関係機関との情報伝達手段を整備する。

○県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る。

○傷病者を治療に繋ぐために、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やDMATの調整を図る。

○災害時に医療救護所を開設できるよう調整を図る。

○消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品を更新する。

- 高齢者や障害者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備のほか、スプリンクラー設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策のための施設改修等を支援する。
- 災害時におけるボランティア活動支援のため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。
- 平時から予防接種を促進する。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る。

④ エネルギー

- 石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備に向けた検討を進める。
- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置と発電容量の適量化を進める。

⑤ 産業・経済

- 経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施する。
- 金融機関と協力し、事業継続計画策定支援及び普及活動を実施する。
- ため池、ダム等について、県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進する。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る。
- 防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価）の集中的かつ計画的な推進を図る。
- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する。
- 災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する。
- 吹付けアスベストの飛散防止により市民及び就労者の健康被害を抑制し、生活環境、労働環境の保全を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 火災予防・消防活動体制を充実する。
- 森林整備の必要性について、引き続き周知を図る。
- 多面的機能支払交付金事業の未取組組織について、説明会等を通して事業の推進を図る。
- 老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管水路等の更新を図る。
- 生産振興や基盤整備などの取組により、耕作放棄地の解消を図る。

⑥ 教育・こども

- 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修・整備を図る。
- 地震や火災等の災害を想定した避難訓練・研修を定期的に実施する。

- 職員に対し、避難場所の確認や避難方法の周知などを行う。

⑦ 環境・上下水道

- 水道施設については、継続的に基幹管路や配水池の耐震化を実施する。
- 応急給水の対応に関し、広く連携強化を図る。
- 災害時のし尿汲み取り等に関する協定を締結しているし尿収集業者及び湖南広域行政組合等の連携強化を図る。
- 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画等に基づき、公共下水道計画区域外等における浄化槽設置を進める。
- 災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理者情報の整備を推進する。
- 公共下水道施設の重要な幹線管渠を優先して必要な耐震化を進める。
- 平時における公共下水道施設の点検を充実するとともに、公共下水道業務継続計画（B C P）策定により管理体制の強化を図る。
- 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等を定めた野洲市災害廃棄物処理計画を策定する。
- 一般廃棄物処理業許可業者等との協定締結を推進する。（一般廃棄物収集運搬委託業者とは協定締結済。）

⑧ 行政機能

- 避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について、調査及び対策を進める。
- 野洲市営住宅長寿命化計画を適宜見直しするとともに、市営住宅の大規模改修を推進する。（公営住宅等ストック総合改善事業）また、老朽化した団地の建替え事業等を推進する。（公営住宅整備事業）
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する。
- 業務継続計画にて、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる。
- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置と発電容量の適量化を進める。
- 風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する。
- 日ごろから罹災した場合に、市税や保険料の減免・徴収猶予制度があることを周知する。また、府内において被災者支援システムを活用し、被災者情報を共有の上、被災者に不利益にならないようにする。

(2) 横断的施策分野

① 情報共有と防災意識の向上

- 地震や火災等の災害を想定した避難訓練・研修を定期的に実施する。
- 職員に対し、避難場所の確認や避難方法の周知などを行う。
- 防災（洪水・内水・地震）ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施する。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。なお、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。
- 災害時受援計画を策定し、災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう具体的な方策を講ずる。
- 避難行動要支援者避難支援制度の周知を徹底し、自治会（自主防災組織）での取組を支援する。
- 経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施する。
- 金融機関と協力し、事業継続計画策定支援及び普及活動を実施する。
- 県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進する。
- 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等を定めた野洲市災害廃棄物処理計画を策定する。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る。
- 防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価）の集中的かつ計画的な推進を図る。
- 河川防災ステーションを整備する。
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保するため、防災型小規模コミュニティセンターを整備する。
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し、効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する。また、平時は、防災減災等の研修室として活用を図る。

② 老朽化対策

- 橋梁点検と大型カルバート、横断歩道橋の法定点検を継続する。
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。

- 使用されておらず老朽化した名神高速道路跨道橋を撤去することで、コンクリート片の剥落や落橋のリスクをゼロにし、名神高速道路を走行中の車両の安全確保を図る。
- 市立野洲病院の老朽化対策及び耐震化に係る整備を図る。
- 下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る。
- 老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管水路等の更新を図る。
- 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修・整備を図る。
- 野洲市営住宅長寿命化計画を適宜見直しとともに、市営住宅の大規模改修を推進する。（公営住宅等ストック総合改善事業）また、老朽化した団地の建替え事業等を推進する。（公営住宅整備事業）
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。
- 公安委員会が行う老朽または不要となった一灯式信号の撤去に伴う安全対策を整備する。
- 公園施設等の長寿命化計画に基づき、計画的に更新を図る。

③ 人口減少と少子高齢化

- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。
- 大規模災害時における連携協定については、県と滋賀県バス協会、市と近江鉄道において、それぞれ締結しており、協定に基づく更なる公共交通ネットワークの強靭化を図る。
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める。
- 国や県とともに、国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する。
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を促進する。
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。

脆弱性評価結果

野洲市

脆弱性評価の結果

脆弱性評価の結果については、次のとおりです。

1 リスクシナリオ別の課題

目標1 大規模地震又は風水害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。

(1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。
- 消防車両や設備の更新を進める必要がある。
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める必要がある。
- 消防団員を確保する必要がある。
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保する必要がある。
- 保育園・幼稚園の耐震化は完了している。
- 小・中学校の耐震化は完了しているものの、老朽化対策として学校施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の改修・整備が必要である。
- コミュニティセンターの耐震化は完了している。
- 文化振興施設の耐震化は完了している。
- 耐震化が未完了である公共施設は、耐震改修が必要である。
- 避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について、調査及び対策を進める必要がある。
- 市営住宅の解体や建替による統廃合を進めるためには、入居者の移転先確保が必要であり、住宅を確保し、スムーズな移転交渉を進める必要がある。
- 各公共施設やインフラ資産について、個々の維持管理はされているが、今後の維持管理経費や更新費用等の総合的な視点で維持管理計画を策定する必要がある。
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を行い、その結果を総合管理計画に反映させ更新する必要がある。
- 耐震改修促進計画の改定を行い、旧耐震基準の木造住宅等の耐震診断や耐震改修への取組を支援するとともに、通行障害建築物の耐震化を進める必要がある。
- 地震災害におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止を推進する必要がある。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムを整備し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する必要がある。
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。

【重要業績指標】

| | |
|------------------|----------------|
| ○防火水槽の設置数 | H 3 0 3 6 6 基 |
| ○消防団員の現員数 | H 3 0 1 7 4 人 |
| ○個別施設計画の策定 | R 1 9 5. 1 % |
| ○住宅の耐震化率（建替えを含む） | H 2 7 8 1. 9 % |
| ○特定空家の件数 | H 3 0 2 件 |

(1－2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。再掲
- 消防車両や設備の更新を進める必要がある。再掲
- 消防団員を確保する必要がある。再掲
- 野洲市地域防災計画や野洲市防災初動マニュアルなどに従い、地震等を想定した訓練を実施する必要がある。
- 保育園・幼稚園の耐震性は基準を満たしており完了している。再掲
- 小・中学校の耐震化は完了しているものの、老朽化対策として学校施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の改修・整備が必要である。再掲
- コミュニティセンターは新耐震基準で設計されている。再掲
- 文化振興施設の耐震化は完了している。再掲
- 耐震化が未完了である公共施設は、耐震改修が必要である。再掲
- 市立野洲病院は耐震性を有していない棟がある。
- 避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について、調査及び対策を進める必要がある。再掲
- 各公共施設やインフラ資産について、個々の維持管理はされているが、今後の維持管理経費や更新費用等の総合的な視点で維持管理計画を策定する必要がある。再掲
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を行い、その結果を総合管理計画に反映させ更新する必要がある。再掲
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する必要がある。再掲
- 避難地等になる都市、緑地、広場等の整備を進める必要がある。
- 被災時における二次災害を防止するため被災現場を調査し危険度を判定する技能を修得した者が必要である。
- 県被災地への被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制の維持が必要である。
- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、国宝・重要文化財等において、緊急性の高い建造物に対する防災設備の整備・改修等を進める必要がある。

【重要業績指標】

| | |
|------------------|-----------------|
| ○防火水槽の設置数 | H 3 0 3 3 6 基 |
| ○消防団員の現員数 | H 3 0 1 7 4 人 |
| ○個別施設計画の策定 | R 1 9 5 . 1 % |
| ○住宅の耐震化率（建替えを含む） | H 2 7 8 1 . 9 % |
| ○特定空家の件数 | H 3 0 2 件 |

(1－3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 消防車両や設備の更新を進める必要がある。再掲
- 救助用ボートの整備を進める必要がある。再掲
- 消防団員を確保する必要がある。再掲
- 河川防災ステーションを整備する必要がある。
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保する必要がある。
- 防災（洪水※・地震）ハザードマップの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
- 雨水渠や河川水路の整備が進められているものの、浸水被害に対する安全度の更なる向上を図るため、大規模雨水処理施設整備事業及び童子川第4排水区雨水幹線整備事業を引き続き進めていく必要がある。
- 祇王井川、中ノ池川、新川、光善寺川を改修し、水害を軽減する必要がある。
- 日野川については、野洲市域の仁保橋より上流が暫定計画での整備に留まっているため、完了までには相当な時間がかかる。
- 災害を受けた場合に、簡便で迅速な復旧復興を可能にするため、地籍調査が必要である。

【重要業績指標】

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| ○消防団員の現員数 | H 3 0 1 7 4 人 |
| ○防災（洪水・地震）ハザードマップの作成 | H 2 7 配布済 |
| ○地籍調査実施面積 | H 3 0 1 4. 7 3 km ² |

※洪水ハザードマップは、野洲川・日野川・琵琶湖・内水が氾濫した場合に想定される最大浸水深及び浸水範囲、並びに土砂災害（特別）警戒区域を示したものです。

(1－4) 琵琶湖の大規模氾濫

- 消防車両や設備の更新を進める必要がある。再掲
- 消防団員を確保する必要がある。再掲
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める必要がある。再掲
- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う必要がある。

【重要業績指標】

- | | |
|----------------------|---------------|
| ○消防団員の現員数 | H 3 0 1 7 4 人 |
| ○防災（洪水・地震）ハザードマップの作成 | H 2 7 配布済 |

(1－5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

- 消防車両や設備の更新を進める必要がある。再掲
- 消防団員を確保する必要がある。再掲
- 土砂災害危険箇所の周知を行う必要がある。
- 警戒避難体制整備を進める必要がある。
- 河川防災ステーションを整備する必要がある。再掲
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保する必要がある。再掲

【重要業績指標】

- | | |
|----------------------|---------------|
| ○消防団員の現員数 | H 3 0 1 7 4 人 |
| ○防災（洪水・地震）ハザードマップの作成 | H 2 7 配布済 |

(1－6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。
- 緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る必要がある。
- 地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。
- 国や県・市からの緊急情報を瞬時に伝達する必要がある。
- 避難行動要支援者個別支援計画の策定を進めていく必要がある。
- 傷病者が適切に治療を受けるために、医療救護本部が医療機関調整などの役割を發揮できるよう、関係機関との情報伝達手段をもつ必要がある。

【重要業績指標】

- メール配信サービス（防災）登録者数 H30 4,089人
- 自主防災組織の組織率 H30 100%

目標2 大規模地震又は風水害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

(2－1) 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時に想定される必要量に対して非常用食料や物資の備蓄量が不足している。
- 備蓄倉庫を整備する必要がある。
- 大規模災害発生時、市の防災体制だけで救助活動等に対応することが困難な場合が想定される。
- 給食センターを備蓄倉庫として活用するためには、スペース等の問題があり整備が必要である。また、センターに設置する備蓄品の扱いについても検討が必要である。
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。また、整備を進めるに当たって、事業用地取得が難しい。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁や大型カルバートの修繕を進める必要がある。
- 主要地方道や国道8号等の改良整備が必要である。
- 国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する必要がある。
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を進める必要がある。

【重要業績指標】

- 非常用食料等の備蓄数 H30 食料11,000食
毛布4,500枚
- 防災地区倉庫数 H30 8箇所
- 災害時応援協定数 H30 29指定
- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中
- 大津湖南幹線 H30 整備中
- 補修実施橋梁数 H30 11橋
- 補修実施大型カルバート数 H30 0箇所

(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 災害時に想定される必要量に対して非常用食料や物資の備蓄量が不足している。再掲
- 河川防災ステーションを整備する必要がある。再掲
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保する必要がある。再掲
- 応援物資の受入態勢を整える必要がある。
- 発電機と燃料の備蓄が必要である。
- 電話回線切断時の通信手段を確保する必要がある。
- 避難所運営スタッフが到着できない場所がある。
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。また、整備を進めるに当たって、事業用地取得が難しい。再掲
- 主要地方道や国道8号等の改良整備が必要である。再掲
- 国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する必要がある。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を進める必要がある。再掲

【重要業績指標】

- 防災地区倉庫数 H30 8箇所
- 災害時応援協定数 H30 29指定
- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中
- 大津湖南幹線 H30 整備中
- 自家発電装置 H30 市庁舎3時間対応

(2-3) 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、地域防災計画等で受援計画の位置付けを行う必要がある。
- 自衛隊・警察・消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できていない。
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- 災害時受援計画の策定 H30 未策定
- 被災等による救助・救急活動等の応援協定締結 H30 県内市町4協定 遠方市町4協定

(2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期断絶

- 大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策を行う必要がある。
- 無電柱化を行う必要がある。
- 道路斜面の災害発生を防ぐための土砂災害対策を着実に進める必要がある。
- 代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

【重要業績指標】

- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中
- 大津湖南幹線 H30 整備中

(2-5) 想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足

- 一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行う必要がある。
- 一時滞在施設における飲料水や食料等の備蓄を行う必要がある。
- 災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要がある。
- 河川防災ステーションを整備する必要がある。再掲
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保する必要がある。再掲
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。また、整備を進めるに当たって、事業用地取得が難しい。再掲
- 国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する必要がある。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を進める必要がある。再掲
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る必要がある。

【重要業績指標】

- 非常用食料等の備蓄数 H30 食料11,000食
毛布4,500枚
- 災害時応援協定数 H30 29指定
- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中
- 大津湖南幹線 H30 整備中

(2－6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 市立野洲病院は耐震性を有していない棟がある。再掲
- 市立野洲病院の院内対策本部との連携訓練が必要である。
- 滋賀県広域災害時における医療救護活動指針に基づく、医療機関の被災状況確認から報告、要請までの訓練が必要である。
- 傷病者が適切に治療を受けられるよう、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やDMA Tの調整を図ることが必要である。
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。また、整備を進めるに当たって、事業用地取得が難しい。再掲
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁や大型カルバートの修繕を進める必要がある。再掲
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の修繕を進める必要がある。再掲
- 主要地方道や国道8号等の改良整備が必要である。再掲
- 国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する必要がある。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を進める必要がある。再掲
- 個人・自治会において感染症予防に備える必要がある。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品の確保・更新をする必要がある。
- 在宅の人工呼吸器等利用者の把握ができないので、災害時の支援が難しい。

【重要業績指標】

- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中
- 大津湖南幹線 H30 整備中
- 補修実施橋梁数 H30 11橋
- 補修実施大型カルバート数 H30 0箇所

(2－7) 被災地における感染症等の大規模発生

- 平時から予防接種を促進する必要がある。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある。
- 下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る必要がある。

【重要業績指標】

- 公共下水道施設の耐震化率（主な重要幹線） H30 1%

目標3 大規模地震又は風水害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。

(3－1) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避する必要がある。
- 公安委員会が行う老朽または不要となった一灯式信号の撤去及び安全対策を整備する必要がある。

(3－2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 大規模な地震災害の被災により市の業務遂行に大きな制限が生じる状況下でもなお、市民生活を守るために実施しなければならない業務について、継続して実施できる体制等を整える必要がある。
- 災害対策本部機能（①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の決定と遂行）を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要である。
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する必要がある。再掲

【重要業績指標】

- 業務継続計画の策定済み H 3 0
- 業務継続計画と連携した防災初動マニュアルの見直し R 1
- 災害受援計画の策定 H 3 0 未策定

目標4 大規模地震又は風水害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。

(4－1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、長期電源途絶等に対する対策を講ずる必要がある。
- 非常用発電機を設置している施設の中には、十分な電気量を供給できる能力を備えていないものがある。

【重要業績指標】

- 自家発電装置 H 3 0 市庁舎 3 時間対応

(4－2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。再掲
- 国や県・市からの緊急情報を瞬時に伝達する必要がある。

【重要業績指標】

- メール配信サービス（防災）登録者数 H 3 0 4,089 人

目標5 大規模地震又は風水害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁や大型カルバートの修繕を進める必要がある。再掲
- 主要地方道や国道8号等の改良整備が必要である。再掲
- 国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する必要がある。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を進める必要がある。再掲
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。また、整備を進めるに当たって、事業用地取得が難しい。再掲
- 災害が発生した場合に、民間企業において経済活動等を継続できるよう事業継続計画の策定が必要である。
- 災害が発生した場合に、金融機関において経済活動等を継続できるよう事業継続計画の策定が必要である。
- 「事業継続力強化支援計画」を野洲市商工会と共同で作成中であり、令和元年度中に県に申請し認定を受ける。

【重要業績指標】

- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中
- 大津湖南幹線 H30 整備中
- 補修実施橋梁数 H30 11橋
- 補修実施大型カルバート数 H30 0箇所

(5－2) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。また、整備を進めるに当たって、事業用地取得が難しい。再掲
- 橋梁点検（323橋）と大型カルバート（3箇所）、横断歩道橋（1橋）の法定点検を継続する必要がある。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁や大型カルバートの修繕を進める必要がある。再掲
- 使用されておらず老朽化した名神高速道路跨道橋を撤去することで、コンクリート片の剥落や落橋のリスクをゼロにし、名神高速道路を走行中の車両の安全確保を図る必要がある。
- 道路の円滑な通行を確保するため、計画的な整備や修繕を進める必要がある。
 - 路面性状調査を実施し、舗装修繕計画に基づき道路の舗装を実施する。
 - 道路付属施設を点検し、道路付属物修繕計画に基づき附属物の補修を実施する。
 - 市道区画線復旧工事年度計画に基づき、区画線の補修を実施する。

【重要業績指標】

| | |
|--------------------------|-------------|
| ○ 国道8号野洲栗東バイパス | H30 整備中 |
| ○ 大津湖南幹線 | H30 整備中 |
| ○ 橋梁及び大型カルバート、横断歩道橋の法定点検 | H30 1巡目100% |
| ○ 補修実施橋梁数 | H30 11橋 |
| ○ 補修実施大型カルバート数 | H30 0箇所 |
| ○ 名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去 | H30 未撤去 |

(5－3) 食料等の安定供給の停滞

- 食料等が不足した場合に必要となる個人に応じた非常用食料や資材の備蓄について、各家庭への継続的な周知が必要である。
- 備蓄倉庫等を確保する必要がある。再掲
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。また、整備を進めるに当たって、事業用地取得が難しい。再掲
- 主要地方道や国道8号等の改良整備が必要である。再掲
- 国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する必要がある。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を進める必要がある。再掲
- 通常、給食センターに備蓄している給食用非常食料について、災害時の活用方法を検討する必要がある。
- 大規模災害発生時、市の防災体制だけで食料の安定供給に対応することが困難な場合が想定される。再掲

【重要業績指標】

| | |
|----------------|----------|
| ○ 国道8号野洲栗東バイパス | H30 整備中 |
| ○ 大津湖南幹線 | H30 整備中 |
| ○ 災害時応援協定数 | H30 29指定 |

目標6 大規模地震又は風水害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

(6-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

- 石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図る必要がある。

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

○水道施設における基幹管路の耐震化は進んでおり、水道事業の健全化を図りつつ更に耐震化を図る必要がある。

○水道施設における配水池の未耐震施設は、耐震化が困難であることから、今後はその施設の更新や統廃合を検討していく必要がある。

○被災時に職員が応急給水に対応できない場合に備え、日本水道協会による近隣府県・市町村からの応援給水が行われる体制が構築されている。

○大規模災害に備え、各関係機関との応急給水に関する連携が必要である。

【重要業績指標】

○基幹管路の耐震化率 H30 78.9%

○配水池の耐震化率 H30 87.1%

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○災害時のし尿汲み取り等に関する協定を締結しているし尿収集業者及び湖南広域行政組合等の連携強化の必要がある。

○一般廃棄物（生活排水）処理基本計画等に基づき、公共下水道計画区域外等における浄化槽設置を進める必要がある。

○公共下水道施設の重要な幹線管渠を優先して必要な耐震化を進める必要がある。

○防災拠点や避難所における緊急時のトイレを確保する必要がある。

○災害時にも公共下水道業務を維持又は、中断しても可能な限り短い期間で再開することが必要である。

【重要業績指標】

○公共下水道施設の耐震化率（主な重要幹線） H30 1%

(6－4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。また、整備を進めるに当たって、事業用地取得が難しい。再掲
- 橋梁点検（323橋）と大型カルバート（3箇所）、横断歩道橋（1橋）の法定点検を継続する必要がある。再掲
- 長寿命化修繕計画に基づき道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートの計画的な修繕を進める必要がある。再掲
- 道路の円滑な通行を確保するため、計画的な整備や修繕を進める必要がある。
 - 登下校における道路の安全を確保するため、野洲市通学路交通安全プログラムに基づき道路等の整備を実施する。
 - 園外保育における緊急安全点検結果に基づき、道路等の整備を実施する。
 - 甲賀踏切拡幅整備事業を実施する。
 - 県の一級河川妓王井川暗渠化工事に合わせて、市道小篠原稻辻線歩道整備工事を実施する。

【重要業績指標】

- 国道8号野洲栗東バイパス H30 整備中
- 大津湖南幹線 H30 整備中
- 橋梁及び大型カルバート、横断歩道橋の法定点検 H30 1巡目100%
- 補修実施橋梁数 H30 11橋
- 補修実施大型カルバート数 H30 0箇所
- 野洲市通学路交通安全プログラムにおけるハード対策の整備率 H30 76%
- 甲賀踏切拡幅整備 H30 未着手

目標7 制御不能な二次災害を発生させない。

(7－1) 市街地での大規模火災の発生

- 迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。再掲
- 消防車両や設備の更新を進める必要がある。再掲
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める必要がある。再掲
- 消防団員を確保する必要がある。再掲
- 地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。再掲

【重要業績指標】

- 防火水槽の設置数 H30 336基
- 消防団員の現員数 H30 174人
- 自主防災組織の組織率 H30 100%

(7－2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 通行障害建築物となる建築物を把握する必要がある。
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。再掲
- 狭い道路の拡幅を進める必要がある。

【重要業績指標】

- 通行障害建築物の耐震化率
- 住宅の耐震化率（建替えを含む） H27 81.9%
- 特定空家の件数 H30 2件

(7－3) ため池、ダム、河川管理施設、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進する必要がある。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る必要がある。
- 防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価）の集中的かつ計画的な推進を図る必要がある。
- 消防車両や設備の更新を進める必要がある。再掲
- 消防団員を確保する必要がある。再掲
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める必要がある。再掲

【重要業績指標】

- ため池ハザードマップ作成 H30 0箇所
- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価） R2 0箇所
- 消防団員の現員数 H30 174人

(7－4) 有害物質・油・放射性物質・アスベストの大規模拡散・流出

- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する必要がある。
- 災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する必要がある。
- 吹付けアスベストの飛散防止により市民及び就労者の健康被害を抑制し、生活環境、労働環境の保全を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- 消防団員の現員数 H30 174人

(7－5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 集落全体での森林整備や農地保全に関する合意形成が必要となる。
- 多面的機能支払交付金事業の実施地区について、担い手の高齢化により、農地維持が困難になりつつある。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る必要がある。再掲
- 防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価）の集中的かつ計画的な推進を図る必要がある。再掲
- 老朽化した農業施設は地震に弱いため、長寿命化対策や防災減災対策を行い、被害を最小限に抑える必要がある。
- 耕作放棄地については、地元地域をはじめJAや土地改良区・農業関係団体・行政等が共通認識のもと連携し、農地の復元支援や担い手等への利用集積を促進する必要がある。

【重要業績指標】

- ため池ハザードマップ作成 H 3 0 0 箇所
- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価） R 2 0 箇所

(7－6) 風評被害等による経済等への甚大な影響

- 風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要がある。

目標8 大規模地震又は風水害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(8－1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等について、事前の具体化が必要となる。
- 災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築が必要である。
- 災害廃棄物等の円滑な処理のため、市内の一般廃棄物処理業許可業者等との協定を締結する必要がある。（一般廃棄物収集運搬委託業者とは協定締結済。）

【重要業績指標】

- 廃棄物処理における協定締結数 R 1 2 業者

(8－2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る必要がある。
- 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する必要がある。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要がある。

(8－3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模な災害では、市税や保険料の納期限までの減免申請が困難であると考えられる。
- 消防団員を確保する必要がある。再掲
- 避難場所を確保する必要がある。再掲
- 地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。再掲

【重要業績指標】

- 消防団員の現員数 H30 174人
- 自主防災組織の組織率 H30 100%

(8－4) 公共交通等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。また、整備を進めるに当たって、事業用地取得が難しい。再掲
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁や大型カルバートの修繕を進める必要がある。再掲
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を進める必要がある。再掲
- 大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、交通事業者と連携を図る必要がある。

【重要業績指標】

- 補修実施橋梁数 H30 11橋
- 補修実施大型カルバート数 H30 0箇所

(8－5) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 洪水ハザードマップの周知を行う必要がある。
- 河川防災ステーションを整備する必要がある。再掲

【重要業績指標】

- 防災（洪水・地震）ハザードマップの作成 H27 配布済

2 施策分野別の課題

(1) 個別施策分野

① 消防・防災

- 迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。
- 消防車両や設備の更新を進める必要がある。
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める必要がある。
- 消防団員を確保する必要がある。
- 河川防災ステーションを整備する必要がある。
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保する必要がある。
- 保育園・幼稚園の耐震化は完了している。
- 小・中学校の耐震化は完了しているものの、老朽化対策として学校施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の改修・整備が必要である。
- コミュニティセンターの耐震化は完了している。
- 文化振興施設の耐震化は完了している。
- 耐震化が未完了である公共施設は、耐震改修が必要である。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムを整備し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する必要がある。
- 野洲市地域防災計画や野洲市防災初動マニュアルなどに従い、地震等を想定した訓練を実施する必要がある。
- 被災時における二次災害を防止するため被災現場を調査し危険度を判定する技能を修得した者が必要である。
- 県被災地への被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制の維持が必要である。
- 防災（洪水・地震）ハザードマップの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を継続的に開催する必要がある。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う必要がある。
- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う必要がある。
- 土砂災害危険箇所の周知を行う必要がある。
- 警戒避難体制整備を進める必要がある。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。
- 緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る必要がある。
- 地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。
- 国や県・市からの緊急情報を瞬時に伝達する必要がある。
- 災害時に想定される必要量に対して非常用食料や物資の備蓄量が不足している。
- 備蓄倉庫を整備する必要がある。

- 大規模災害発生時、市の防災体制だけで救助活動等に対応することが困難な場合が想定される。
- 給食センターを備蓄倉庫として活用するためには、スペース等の問題があり整備が必要である。また、センターに設置する備蓄品の扱いについても検討が必要である。
- 応援物資の受入態勢を整える必要がある。
- 発電機と燃料の備蓄が必要である。
- 電話回線切断時の通信手段を確保する必要がある。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、受援計画を策定する必要がある。
- 自衛隊・警察・消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できていない。
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する必要がある。
- 一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行う必要がある。
- 一時滞在施設における飲料水や食料等の備蓄を行う必要がある。
- 災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要がある。
- 国や県・市からの緊急情報を瞬時に伝達する必要がある。
- 食料等が不足した場合に必要となる個人に応じた非常用食料や資材の備蓄について、各家庭への継続的な周知が必要である。
- 通常、給食センターに備蓄している給食用非常食料について、災害時の活用方法を検討する必要がある。
- 洪水ハザードマップの周知を行う必要がある。
- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、国宝・重要文化財等において、緊急性の高い建造物に対する防災設備の整備・改修等を進める必要がある。

②都市・交通

- 耐震改修促進計画の改定を行い、旧耐震基準の木造住宅等の耐震診断や耐震改修への取組を支援するとともに、通行障害建築物の耐震化を進める必要がある。
- 地震災害におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止を推進する必要がある。
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。
- 避難地等になる都市公園、緑地、広場等の整備を進める必要がある。
- 雨水渠や河川水路の整備が進められているものの、浸水被害に対する安全度の更なる向上を図るため、引き続き整備を進めていく必要がある。
- 祇王井川、中ノ池川、新川、光善寺川を改修し、水害を軽減する必要がある。
- 日野川については、野洲市域の仁保橋より上流が暫定計画での整備に留まっているため、完了までには相当な時間がかかる。
- 災害を受けた場合に、簡便で迅速な復旧復興を可能にするため、地籍調査が必要である。
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。また、整備を進めるに当たって、事業用地取得が難しい。

- 橋梁点検と大型カルバート、横断歩道橋の法定点検を進める必要がある。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁や大型カルバートの修繕を進める必要がある。
- 使用されておらず老朽化した名神高速道路跨道橋を撤去することで、コンクリート片の剥落や落橋のリスクをゼロにし、名神高速道路を走行中の車両の安全確保を図る必要がある。
- 道路の円滑な通行を確保するため、計画的な整備や修繕を進める必要がある。
 - 路面性状調査を実施し、舗装修繕計画に基づき道路の舗装を実施する必要がある。
 - 道路付属施設を点検し、道路付属物修繕計画に基づき附属物の補修を実施する必要がある。
 - 市道区画線復旧工事年度計画に基づき、区画線の補修を実施する必要がある。
 - 登下校における道路の安全を確保するため、野洲市通学路交通安全プログラムに基づき道路等の整備を実施する必要がある。
 - 園外保育における緊急安全点検結果に基づき、道路等の整備を実施する必要がある。
 - 甲賀踏切拡幅整備事業を実施する必要がある。
 - 県の一級河川岐王井川暗渠化工事に合わせて、市道小篠原稻辻線歩道整備工事を実施する必要がある。
- 狭い道路の拡幅を進める必要がある。
- 公安委員会が行う老朽または不要となった一灯式信号の撤去及び安全対策を整備する必要がある。
- 主要地方道や国道8号等の改良整備が必要である。
- 国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する必要がある。
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を進める必要がある。
- 大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策を行う必要がある。
- 無電柱化を行う必要がある。
- 道路斜面の災害発生を防ぐための土砂災害対策を着実に進める必要がある。
- 代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る必要がある。
- 迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避する必要がある。
- 通行障害建築物となる建築物を把握する必要がある。
- 大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、交通事業者と連携を図る必要がある。

③ 保健・医療・福祉

- 市立野洲病院は耐震性を有していない棟がある。
- 避難行動要支援者個別支援計画の策定を進めていく必要がある。
- 傷病者が適切に治療を受けるために、医療救護本部が医療機関調整などの役割を發揮できるよう、関係機関との情報伝達手段をもつ必要がある。
- 市立野洲病院の院内対策本部との連携訓練が必要である。

- 滋賀県広域災害時における医療救護活動指針に基づく、医療機関の被災状況確認から報告、要請までの訓練が必要である。
- 傷病者が適切に治療を受けられるよう、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やD M A T の調整を図ることが必要である。
- 高齢者や障害者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備のほか、スプリンクラー設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策のための施設改修等を支援する必要がある。
- 個人・自治会において感染症予防に備える必要がある。
- 平時から予防接種を促進する必要がある。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある。

④ エネルギー

- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、長期電源途絶等に対する対策を講ずる必要がある。
- 非常用発電機を設置している施設の中には、十分な電気量を供給できる能力を備えていないものがある。
- 石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図る必要がある。

⑤ 産業・経済

- 災害が発生した場合に、民間企業において経済活動等を継続できるよう事業継続計画の策定が必要である。
- 災害が発生した場合に、金融機関において経済活動等を継続できるよう事業継続計画の策定が必要である。
- 県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進する必要がある。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る必要がある。
- 防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価）の集中的かつ計画的な推進を図る必要がある。
- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する必要がある。
- 災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する必要がある。
- 吹付けアスベストの飛散防止により市民及び就労者の健康被害を抑制し、生活環境、労働環境の保全を推進する必要がある。
- 集落全体での森林整備や農地保全に関する合意形成が必要となる。
- 多面的機能支払交付金事業の実施地区について、担い手の高齢化により、農地維持が困難になりつつある。
- 老朽化した農業施設は地震に弱いため、長寿命化対策や防災減災対策を行い、被害を最小限に抑える必要がある。

- 耕作放棄地については、地元地域をはじめＪＡや土地改良区・農業関係団体・行政等が共通認識のもと連携し、農地の復元支援や担い手等への利用集積を促進する必要がある。

⑥ 教育・こども

- 保育園・幼稚園の耐震化は完了している。
○小・中学校の耐震化は完了しているものの、老朽化対策として学校施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の改修・整備が必要である。
○コミュニティセンターの耐震化は完了している。
○文化振興施設の耐震化は完了している。
○野洲市地域防災計画や野洲市防災初動マニュアルなどに従い、地震等を想定した訓練を実施する必要がある。

⑦ 環境・上下水道

- 下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る必要がある。
○水道施設における基幹管路の耐震化は進んでおり、水道事業の健全化を図りつつ更に耐震化を図る必要がある。
○水道施設における配水池の未耐震施設は、耐震化が困難であることから、今後はその施設の更新や統廃合を検討していく必要がある。
○被災時に職員が応急給水に対応できない場合に備え、日本水道協会による近隣府県・市町村からの応援給水が行われる体制が構築されている。
○大規模災害に備え、各関係機関との応急給水に関する連携が必要である。
○災害時のし尿汲み取り等に関する協定を締結しているし尿収集業者及び湖南広域行政組合等の連携強化の必要がある。
○一般廃棄物（生活排水）処理基本計画等に基づき、公共下水道計画区域外等における浄化槽設置を進める必要がある。
○公共下水道施設の重要な幹線管渠を優先して必要な耐震化を進める必要がある。
○防災拠点や避難所における緊急時のトイレを確保する必要がある。
○災害時にも公共下水道業務を維持又は、中断しても可能な限り短い期間で再開することが必要である。
○災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等について、事前の具体化が必要となる。
○災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築が必要である。
○災害廃棄物等の円滑な処理のため、市内の一般廃棄物処理業許可業者等との協定を締結する必要がある。（一般廃棄物収集運搬委託業者とは協定締結済。）

⑧ 行政機能

- 避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について、調査及び対策を進める必要がある。
○市営住宅の解体や建替による統廃合を進めるためには、入居者の移転先確保が必要であり、住宅を確保し、スムーズな移転交渉を進める必要がある。

- 各公共施設やインフラ資産について、個々の維持管理はされているが、今後の維持管理経費や更新費用等の総合的な視点で維持管理計画を策定する必要がある。
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を行い、その結果を総合管理計画に反映させ更新する必要がある。
- 市立野洲病院の院内対策本部との連携訓練が必要である。
- 大規模な地震災害の被災により市の業務遂行に大きな制限が生じる状況下でもなお、市民生活を守るために実施しなければならない業務について、継続して実施できる体制等を整える必要がある。
- 災害対策本部機能（①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の決定と遂行）を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要である。
- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、長期電源途絶等に対する対策を講ずる必要がある。
- 非常用発電機を設置している施設の中には、十分な電気量を供給できる能力を備えていないものがある。
- 風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要がある。
- 大規模な災害では、市税や保険料の納期限までの減免申請が困難であると考えられる。

(2) 横断的施策分野

① 情報共有と防災意識の向上

- 野洲市地域防災計画や野洲市防災初動マニュアルなどに従い、地震等を想定した訓練を実施する必要がある。
- 防災（洪水・地震）ハザードマップの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を継続的に開催する必要がある。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う必要がある。
- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う必要がある。
- 土砂災害危険箇所の周知を行う必要がある。
- 自衛隊・警察・消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できていない。
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する必要がある。
- 個人・自治会において感染症予防に備える必要がある。
- 食料等が不足した場合に必要となる個人に応じた非常用食料や資材の備蓄について、各家庭への継続的な周知が必要である。
- 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等について、事前の具体化が必要となる。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る必要がある。

- 防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価）の集中的かつ計画的な推進を図る必要がある。
- 河川防災ステーションを整備する必要がある。
- 避難場所、備蓄倉庫等を確保する必要がある。
- 防災（洪水・地震）ハザードマップの周知を行う必要がある。
- 避難行動要支援者個別支援計画の策定を進めていく必要がある。

② 老朽化対策

- 小・中学校の耐震化は完了しているものの、老朽化対策として学校施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の改修・整備が必要である。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁や大型カルバートの修繕を進める必要がある。
- 使用されておらず老朽化した名神高速道路跨道橋を撤去することで、コンクリート片の剥落や落橋のリスクをゼロにし、名神高速道路を走行中の車両の安全確保を図る必要がある。
- 市立野洲病院は耐震性を有していない棟がある。
- 下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る必要がある。
- 老朽化した農業施設は地震に弱いため、長寿命化対策や防災減災対策を行い、被害を最小限に抑える必要がある。
- 市営住宅の解体や建替による統廃合を進めるためには、入居者の移転先確保が必要であり、住宅を確保し、スムーズな移転交渉を進める必要がある。
- 各公共施設やインフラ資産について、個々の維持管理はされているが、今後の維持管理経費や更新費用等の総合的な視点で維持管理計画を策定する必要がある。
- 公安委員会が行う老朽または不要となった一灯式信号の撤去及び安全対策を整備する必要がある。
- 公園施設等長寿命化計画に基づき、脆弱な施設等は計画的に更新を進める必要がある。

③ 人口減少と少子高齢化

- 各公共施設やインフラ資産について、個々の維持管理はされているが、今後の維持管理経費や更新費用等の総合的な視点で維持管理計画を策定する必要がある。
- 交通ネットワーク構想に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。
- 主要地方道や国道8号等の改良整備が必要である。
- 国道8号バイパス（4車線化・北伸含む）、国道477号、大津湖南幹線等の整備を促進する必要がある。
- 地域高規格道路の重要物流道路指定と整備（橋梁含む）を進める必要がある。
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る必要がある。

資料2 施策分野別事業一覧

| 実施状況 | 施策分野 | 事業名 | 事業箇所 | 事業主体 | 関係府省庁 | 事業期間(年度) | 計画期間(平成30～令和7年度) 事業費(単位:百万円) | 担当部署 |
|------|---------|---------------------------------------|--|--------|-----------|------------|---------------------------------|---------|
| 完了 | 【消防・防災】 | 野洲市洪水・内水ハザードマップ作成業務 | — | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和8年 | 4 | 道路河川課 |
| | 【消防・防災】 | 市営団地エレベーター既存不適格項目是正工事 | 野洲市吉地・木部・和田・新上屋地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和4年～令和5年 | 40 | 建築住宅課 |
| | 【消防・防災】 | 木造住宅耐震補強案作成業務委託 | — | 野洲市 | 国土交通省 | 毎年 | 1 | 建築住宅課 |
| | 【消防・防災】 | 木造住宅耐震診断員派遣事業 | — | 野洲市 | 国土交通省 | 毎年 | 1 | 建築住宅課 |
| | 【消防・防災】 | 木造住宅耐震改修事業 | — | 野洲市 | 国土交通省 | 毎年 | 1 | 建築住宅課 |
| | 【消防・防災】 | 民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業 | — | 野洲市 | 国土交通省 | 毎年 | 1 | 建築住宅課 |
| | 【消防・防災】 | ブロック塀等耐震対策事業 | — | 野洲市 | 国土交通省 | 毎年 | 2 | 建築住宅課 |
| | 【消防・防災】 | 空き家再生等推進事業 | — | 野洲市 | 国土交通省 | 毎年 | 5 | 建築住宅課 |
| 完了 | 【消防・防災】 | 耐震改修促進計画委託事業 | — | 野洲市 | 国土交通省 | 随時 | 4 | 建築住宅課 |
| | 【消防・防災】 | 農村地域防災減災事業 | 野洲市大篠原・小篠原(桜生)・小堤地先 | 野洲市 | 農林水産省 | 令和3年～令和12年 | 490 | 農林水産課 |
| | 【消防・防災】 | 重要文化財等防災施設整備事業 | 野洲市辻町 | 野洲市 | 文部科学省 | 令和4年 | 26 | 歴史民俗博物館 |
| | 【消防・防災】 | 重要文化財等防災施設整備事業 | 野洲市三上(御上神社) | 文化財所有者 | 文部科学省 | 令和5年～令和6年 | 190 | 文化財保護課 |
| | 【消防・防災】 | 大規模雨水処理施設整備事業(雨水幹線整備) | 野洲市三上地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和7年～令和16年 | 4,500 | 道路河川課 |
| | 【消防・防災】 | 野洲市雨水幹線整備事業 | 野洲市野洲・行畠・市三宅地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和16年 | 1560 | 道路河川課 |
| | 【消防・防災】 | 野洲市緊急浚渫推進事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 国土交通省 総務省 | 令和7年～令和11年 | 100 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 道路メンテナンス事業(橋梁修繕(点検含む)) | 野洲市内327橋(橋梁323橋・大型ボックスカルバート3橋・横断歩道橋1橋) | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和7年 | 950 | 道路河川課 |
| 完了 | 【都市・交通】 | 名神高速道路と交差する高速道路跨道橋(野洲市道里原線(里原橋))の撤去事業 | 野洲市南桜(1橋) | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和3年 | 360 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | JRアンダーパス非常用電源更新事業 | 野洲市内大型ボックスカルバート(3橋) | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和7年 | 60 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 市道舗装修繕事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和7年 | 600 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 甲賀踏切拡幅整備事業 | 野洲市市三宅～行畠地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和7年 | 300 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 道路附属物更新事業(大型標識・道路照明) | 野洲市内 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和7年 | 18 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 道路照明灯LED化事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和7年 | 158 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 市道区画線復旧事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和7年 | 1 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 通学路交通安全対策事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和7年 | 48 | 道路河川課 |
| 完了 | 【都市・交通】 | 園外保育路交通安全対策事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和2年～令和7年 | 12 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 市道小篠原稻辻線歩道整備事業(妓王井川閑連) | 野洲市小篠原地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和3年～令和10年 | 130 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 都市計画道路検討(五条吉川湖岸線) | 野洲市吉川地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和3年～令和7年 | 30 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 都市計画道路検討(市三宅竹生線先線) | 野洲市市三宅～野洲地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和3年～令和7年 | 30 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 都市計画道路検討(野洲駅北口線) | 野洲市市三宅地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和3年～令和7年 | 30 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 都市計画道路検討(県道野洲中主線先線) | 野洲市大篠原地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和3年～令和7年 | 30 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 都市計画道路検討(県道菖蒲線) | 野洲市吉川地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和3年～令和7年 | 30 | 道路河川課 |

| 実施状況 | 施策分野 | 事業名 | 事業箇所 | 事業主体 | 関係府省庁 | 事業期間(年度) | 計画期間(平成30～令和7年度) 事業費(単位:百万円) | 担当部署 |
|------|------------|------------------------|--------------|------|-------|------------|---------------------------------|--------|
| 完了 | 【都市・交通】 | 市営永原第2団地4号建替工事実施設計業務委託 | 野洲市永原官有地 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和3年 | 22 | 建築住宅課 |
| 完了 | 【都市・交通】 | 市営永原第2団地4号棟解体工事監理業務委託 | 野洲市永原官有地 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和3年 | 4 | 建築住宅課 |
| 完了 | 【都市・交通】 | 市営永原第2団地4号棟解体工事 | 野洲市永原官有地 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和3年 | 56 | 建築住宅課 |
| 完了 | 【都市・交通】 | 市営永原第2団地4号棟新築工事 | 野洲市永原官有地 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和4年～令和5年 | 750 | 建築住宅課 |
| 完了 | 【都市・交通】 | 市営永原第2団地4号棟新築工事監理業務委託 | 野洲市永原官有地 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和4年～令和5年 | 14 | 建築住宅課 |
| 完了 | 【都市・交通】 | 市営住宅永原第1団地改修事業 | 野洲市永原市有地 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和6年～令和8年 | 189 | 建築住宅課 |
| 完了 | 【都市・交通】 | 公園施設等長寿命化計画策定業務 | 野洲市内 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和5年 | 18 | 都市計画課 |
| | 【都市・交通】 | 公園施設等長寿命化対策事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和6年～令和9年 | 180 | 都市計画課 |
| | 【都市・交通】 | 市道市三宅妙光寺線バイパス道路整備事業 | 野洲市市三宅地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和7年～令和11年 | 150 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 野洲高専通学路整備事業 | 野洲市市三宅地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和7年～令和11年 | 100 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 市道野洲中央線、野洲駅下水門線道路改良事業 | 野洲市小篠原地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和7年～令和11年 | 250 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 市道市三宅小南線歩道整備事業 | 野洲市永原～小南地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和7年～令和11年 | 100 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 市道小篠原上屋線道路改良事業 | 野洲市小篠原～富波甲地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和7年～令和11年 | 200 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | (仮称)砂川線道路改良工事 | 野洲市妙光寺地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和7年～令和11年 | 100 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 野洲市補裝修繕計画業務委託 | — | 野洲市 | 国土交通省 | 令和7年～令和9年 | 10 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 新踏切拡幅整備事業 | 野洲市上屋地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和7年～令和11年 | 300 | 道路河川課 |
| | 【都市・交通】 | 柿木原踏切改良事業 | 野洲市小篠原地先 | 野洲市 | 国土交通省 | 令和7年～令和11年 | 300 | 道路河川課 |
| | 【保健・医療・福祉】 | 高齢者施設等整備事業(交付金) | 野洲市内 | 野洲市 | 厚生労働省 | 毎年 | — | 介護保険課 |
| | 【保健・医療・福祉】 | 障害者施設等整備事業(補助金) | 野洲市内 | 野洲市 | 厚生労働省 | 毎年 | — | 障がい福祉課 |
| 完了 | 【教育・こども】 | 中主小学校整備事業 | 野洲市西河原地先 | 野洲市 | 文部科学省 | 令和元年～令和6年 | 2,192 | 学務課 |
| 完了 | 【教育・こども】 | 野洲北中学校整備事業 | 野洲市永原地先 | 野洲市 | 文部科学省 | 令和元年～令和3年 | 1,205 | 学務課 |
| 完了 | 【教育・こども】 | 小中学校空調整備事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 文部科学省 | 令和4年～令和6年 | 107 | 学務課 |
| | 【教育・こども】 | 小中学校体育館照明LED化等整備事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 文部科学省 | 令和4年～令和9年 | 164 | 学務課 |
| | 【教育・こども】 | 北野小学校整備事業 | 野洲市市三宅地先 | 野洲市 | 文部科学省 | 令和4年～令和10年 | 3,500 | 学務課 |
| 完了 | 【環境・上下水道】 | 南桜水源地膜ろ過装置設置事業 | 野洲市南桜地先 | 野洲市 | 厚生労働省 | 令和元年～令和3年 | 1,400 | 上下水道課 |
| | 【環境・上下水道】 | 下水道ストックマネジメント事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 国土交通省 | 毎年(法定点検) | 513 | 上下水道課 |
| | 【環境・上下水道】 | 浄化槽設置整備事業 | 野洲市内 | 野洲市 | 環境省 | 毎年 | 1 | 環境課 |